

●「民法(債権法)改正」に伴う各種預金規定等の改定のお知らせ

お客様各位

令和2年3月13日

平素より高知信用金庫に格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

高知信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、令和2年4月1日（水）に施行される改正民法（債権法）を踏まえ、下記の各種規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客様にも適用されますので、予めご了承をお願いいたします。

・各種預金規定はこちら

記

1. 改定日

令和2年4月1日(水)

2. 対象規定

- ・普通預金規定 ・決済用預金規定 ・納税準備預金規定 ・通知預金規定
- ・総合口座取引規定 ・トータルパック(総合口座)取引規定 ・期日指定定期預金規定
- ・自動継続期日指定定期預金 ・自由金利型定期預金M型(スーパー)単利型
- ・自由金利型定期預金M型(スーパー)複利型 ・自由金利型定期預金
- ・自動継続自由金利型定期預金M型(スーパー)単利型 ・変動金利定期預金規定
- ・自動継続自由金利型定期預金M型(スーパー)複利型 ・積立定期預金規定
- ・自動継続自由金利定期預金規定 ・自動継続変動金利定期預金規定
- ・定期積金規定 ・定期預金通帳ステップアップ規定 ・当座勘定規定(一般)(マル専)
- ・財形期日指定定期預金規定 ・財形年金定期預金規定 ・財形住宅定期預金規定
- ・キャッシュカード規定 ・デビットカード規定 ・ローンカード規定 ・振込規定
- ・窓口取引規定 ・譲渡性預金 ・貸金庫規定

3. 主な改定内容

主な改定内容は、以下のとおりです。(各商品・サービス規定によって変更事項は異なります。)

- ① 預金者の成年後見人等について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いの明確化
- ② 各規定変更時の周知方法についての新設
- ③ 定期預金について、期限前解約の取扱いについて明確化

普通預金規定(抜粋)

「成年後見人等の届出」条項での一部追加(下線部を追加します)

第8条(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)～(5)省略

普通預金規定(抜粋)

「規定の変更等」条項の新設

第16条(規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

自由金利型定期預金M型複利型(スーパー)規定(抜粋)

「期限前解約の取扱い」について明確化(下線部を修正・追加します)

2.(利息)

(1)～(2)省略

- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

(以下、省略)

5.(預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(以下、省略)

以 上